

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第六号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の九の次に次の一条を加える。

第四条の十 条例別表第一の十二の項の東京都北区規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護

の変更に関する事務

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の第二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第五条第一号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日四十二民児精発第五十八号）に基づく愛の手帳及びこれに類する療育手帳の交付に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の規定による自立

支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）
第五条第二号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報

第五条第三号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報

第五条第四号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者自立支援給付関係情報

第六条第一号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同

法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第

二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保

護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下

「生活保護関係情報」という。）

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ホ 当該申請に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第六条第二号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ホ 当該申請に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第六条第三号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報

ニ 当該申請に係る対象者に係る障害者関係情報

ホ 当該申請に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第七条第一号中「当該申請に係る対象者（子ども医療費助成条例第三条第一項に規定する対象者及び当該対象者が養育する子ども医療費助成条例第二条第一項に規定する子どもをいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該申請に係る対象者（子ども医療費助成条例第三条第一項に規定する対象者及び当該対象者が養育する子ども医療費助成条例第二条第一項に規定する子どもをいう。以下この条において同じ。）に係る住民票関係情報

ロ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報

ハ 当該申請に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第七条第二号中「当該申請に係る対象者に係る住民票関係情報」を「次に掲げる

情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該申請に係る対象者に係る住民票関係情報

ロ 当該申請に係る対象者に係る生活保護関係情報

ハ 当該申請に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第七条第三号中「当該届出に係る対象者に係る住民票関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該届出に係る対象者に係る住民票関係情報

ロ 当該届出に係る対象者に係る生活保護関係情報

ハ 当該届出に係る対象者に係る医療保険給付関係情報

第十条第一号イ中「（平成十七年法律第二百二十三号）」を削る。

第十一条の三第一号ハ中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報」に改める。

第十一条の四中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。

第十一条の十の次に次の一条を加える。

第十一条の十一 条例別表第二の十八の項の東京都北区規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の東京都北区規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

イ 生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報

ロ 生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報

ハ 生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報

ニ 生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

ホ 生活に困窮する外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九

年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の規定による資金の貸付けに関する情報（以下「資金貸付関係情報」という。）

ヘ 生活に困窮する外国人に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条

（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による給付金の支給に関する情報（以下「給付金支給関係情報」という。）

ト 生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報

チ 生活に困窮する外国人に係る母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）

第二十条第一項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育料給付等関係情報」という。）

リ 生活に困窮する外国人に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費支給関係情報」という。）

ヌ 生活に困窮する外国人に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。）

ル 生活に困窮する外国人に係る児童福祉法第二十条第一項の規定による療育の給付の支給に関する情報（以下「療養給付支給関係情報」という。）

ヲ 生活に困窮する外国人に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費支給関係情報」という。）

ワ 生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報

カ 生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給に関する情報（以下「特別障害者手当支給関係情報」という。）

ヨ 生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報

タ 生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報
 レ 生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報
 ソ 生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報
 ニ 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて
 行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受
 理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事
 務 次に掲げる情報
 イ 生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報
 ロ 生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報
 ハ 生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報
 ニ 生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
 ホ 生活に困窮する外国人に係る資金貸付関係情報
 ヘ 生活に困窮する外国人に係る給付金支給関係情報
 ト 生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報
 チ 生活に困窮する外国人に係る養育料給付等関係情報
 リ 生活に困窮する外国人に係る難病医療費支給関係情報
 ヌ 生活に困窮する外国人に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
 ル 生活に困窮する外国人に係る療養給付支給関係情報

ヲ 生活に困窮する外国人に係る障害児入所給付費支給関係情報

ワ 生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報

カ 生活に困窮する外国人に係る特別障害者手当支給関係情報

ヨ 生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報

タ 生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報

レ 生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報

ソ 生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報

三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて

行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護

の変更に関する事務 次に掲げる情報

イ 生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報

ロ 生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報

ハ 生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報

ニ 生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

ホ 生活に困窮する外国人に係る資金貸付関係情報

ヘ 生活に困窮する外国人に係る給付金支給関係情報

ト 生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報

チ 生活に困窮する外国人に係る養育料給付等関係情報

リ	生活に困窮する外国人に係る難病医療費支給関係情報
ヌ	生活に困窮する外国人に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
ル	生活に困窮する外国人に係る療養給付支給関係情報
ヲ	生活に困窮する外国人に係る障害児入所給付費支給関係情報
ワ	生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報
カ	生活に困窮する外国人に係る特別障害者手当支給関係情報
ヨ	生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報
タ	生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報
レ	生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報
ソ	生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報
四	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保
護	の停止又は廃止に関する事務 次に掲げる情報
イ	生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報
ロ	生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報
ハ	生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報
ニ	生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
ホ	生活に困窮する外国人に係る資金貸付関係情報
ヘ	生活に困窮する外国人に係る給付金支給関係情報

- ト 生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報
- チ 生活に困窮する外国人に係る養育料給付等関係情報
- リ 生活に困窮する外国人に係る難病医療費支給関係情報
- ヌ 生活に困窮する外国人に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
- ル 生活に困窮する外国人に係る療養給付支給関係情報
- ヲ 生活に困窮する外国人に係る障害児入所給付費支給関係情報
- ワ 生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報
- カ 生活に困窮する外国人に係る特別障害者手当支給関係情報
- ヨ 生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報
- タ 生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報
- レ 生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報
- ソ 生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報
- 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 次に掲げる情報
- イ 生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報
- ロ 生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報
- ハ 生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報
- ニ 生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

ホ	生活に困窮する外国人に係る資金貸付関係情報
ヘ	生活に困窮する外国人に係る給付金支給関係情報
ト	生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報
チ	生活に困窮する外国人に係る養育料給付等関係情報
リ	生活に困窮する外国人に係る難病医療費支給関係情報
ヌ	生活に困窮する外国人に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
ル	生活に困窮する外国人に係る療養給付支給関係情報
ヲ	生活に困窮する外国人に係る障害児入所給付費支給関係情報
ワ	生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報
カ	生活に困窮する外国人に係る特別障害者手当支給関係情報
ヨ	生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報
タ	生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報
レ	生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報
ソ	生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報
六	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条
	第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二
	第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
	次に掲げる情報

ソ	生活に困窮する外国人に係る介護保険給付等関係情報
レ	生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当関係情報
タ	生活に困窮する外国人に係る児童手当関係情報
ヨ	生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当関係情報
カ	生活に困窮する外国人に係る特別障害者手当支給関係情報
ワ	生活に困窮する外国人に係る障害者自立支援給付関係情報
ヲ	生活に困窮する外国人に係る障害児入所給付費支給関係情報
ル	生活に困窮する外国人に係る療養給付支給関係情報
ヌ	生活に困窮する外国人に係る小児慢性特定疾病医療費支給関係情報
リ	生活に困窮する外国人に係る難病医療費支給関係情報
チ	生活に困窮する外国人に係る養育料給付等関係情報
ト	生活に困窮する外国人に係る医療保険給付関係情報
ヘ	生活に困窮する外国人に係る給付金支給関係情報
ホ	生活に困窮する外国人に係る資金貸付関係情報
ニ	生活に困窮する外国人に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
ハ	生活に困窮する外国人に係る生活保護関係情報
ロ	生活に困窮する外国人に係る地方税関係情報
イ	生活に困窮する外国人に係る住民票関係情報

第十三条中「二の項」を「三の項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条中「一の項」を「二の項」に改め、同条第一号二中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報又は東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日四十二民児精発第五十八号）に基づく愛の手帳及びこれに類する療育手帳の交付に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「障害者関係情報」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（特定個人情報の提供）」を付する。

第十一条の十一の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供を受ける事務）

第十二条 条例別表第三の一の項の東京都北区規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
- 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事

務

三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の第二項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区防災センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月六日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第七号

東京都北区防災センター施行規則の一部を改正する規則

東京都北区防災センター条例施行規則（昭和五十九年十月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「あたる」を「当たる」に、「翌日」を「直後の休日以外の日」に改め、同条第二号中「あたる」を「当たる」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八号

東京都北区母子保健法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区母子保健法施行細則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十三号）の
一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

D階層							C階層	B階層	A階層	世帯区分				
第七階層	第六階層	第五階層	第四階層	第三階層	第二階層	第一階層								
当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、所得割額の区分が次の区分に該当する世帯							当該年度分の特別区民税又は市町村民税のうち均等割額のみの課税世帯	当該年度分特別区民税又は市町村民税非課税の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	一般的定義 C階層及びD階層にあつては当該年度分の特別区民税又は市町村民税のそれぞれの課税状況の区分による定義	階層区分の定義	徴収金基準月額		
													一五、〇〇〇円以下 課税世帯	一五、〇〇一円以上 課税世帯

第十五階層	第十四階層	第十三階層	第十二階層	第十一階層	第十階層	第九階層	第八階層
一、四二三、五〇一円以上 課税世帯	一、二二二、五〇一円以上 一、四二三、五〇〇円以下 課税世帯	一、〇四一、〇〇一円以上 一、二二二、五〇〇円以下 課税世帯	一、〇四一、〇〇〇円以下 八四九、〇〇一円以上 課税世帯	八四九、〇〇〇円以下 七〇〇、九〇一円以上 八四九、〇〇〇円以下 課税世帯	七〇〇、九〇〇円以下 五七九、〇〇一円以上 七〇〇、九〇〇円以下 課税世帯	五七九、〇〇〇円以下 四五〇、一〇一円以上 五七九、〇〇〇円以下 課税世帯	四五〇、一〇〇円以下 三四二、一〇一円以上 四五〇、一〇〇円以下 課税世帯
額 その月におけるその未 熟児に係る費用の支弁	二二九、四〇〇円	一九九、九〇〇円	一七二、五〇〇円	一四七、〇〇〇円	一二三、四〇〇円	一〇二、〇〇〇円	八二、四〇〇円

備考

- 一 C階層及びD階層に属する世帯において同時に二人以上の未熟児が法第二十条第一項の養育医療の給付を受けた場合に徴収する費用の額は、この表に掲げる徴収金基準月額に、一人を超える未熟児の人数一人につき当該徴収金基準月額の十分の一に相当する額を加えた額とする。
- 二 この表に掲げる徴収金基準月額が、その月におけるその未熟児に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都北区母子保健法施行細則（以下「新規則」という。）別表の規定は、令和元年十二月二十七日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、既に養育医療の給付の申請を行っている世帯（新規則別表の規定の適用の日以後に申請したものに限り。）のうち、新規則別表において適用される徴収金基準月額が、この規則による改正前の東京都北区母子保健法施行細則別表において適用される徴収金基準月額（以下「旧徴収金基準月額」という。）を超えることとなるものについては、旧徴収金基準月額を徴収すべき階層に属するものとみなして、新規則別表の規定を適用する。

東京都北区船着場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和二年三月十六日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第九号

東京都北区船着場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区船着場条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第
三十七号）の施行期日は、令和二年四月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
を公布する。

令和二年三月十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第三十六号）中別表第一東京都北区立十条駅前児童遊園の項を削る改正規定及び同表に東京都北区立田端二丁目児童遊園の項を加える改正規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十一号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一
 部を次のように改正する。

別表第一東京都北区立志茂保育園の項中「九〇」を「九六」に改め、同表東京都
 北区立滝野川北保育園の項中「一〇七」を「一〇五」に改め、同表東京都北区立滝
 野川北保育園つぼみ分園の項中「三六」を「四八」に改め、同表東京都北区立堀船
 南保育園分園の項中「九八」を「九六」に改め、同表東京都北区立浮間東保育園の
 項中「一二〇」を「一一七」に改める。

別表第二中

東京都北区立赤羽台保育園

四〇

を

東京都北区立赤羽台保育園	四〇
東京都北区立志茂保育園	二〇

に、

東京都北区立西ヶ原南保育園

二〇

を

東京都北区立西ヶ原南保育園

三〇

に改め、「赤羽台保育園」の下

に「志茂保育園」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十二号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区長印の項中

17 の 4	17 の 3
同	同
同	同
用 産 業 振 興 事 務	同
振 業 地 興 振 域 係 興 振 長 課 興 業 産 部 業 産 産	タ 健 ー 康 所 増 長 進 セ ン

を

17 の 4	17 の 3
て ん 書	削 除
ト ル	方 二 一 ミ リ メ
用 産 業 振 興 事 務	
業 地 振 域 興 振 課 興 産 部 業 産	

に、
「北区清掃

29 の 4	29 の 3
てん書	削除
方 二 一 ミ リ メ	
用 産 業 振 興 事 務	
振 業 地 興 振 域 係 興 振 長 課 興 産 産 業 産	

に、「北区清掃

29 の 4	29 の 3
同	同
同	同
用 産 業 振 興 事 務	同
振 業 地 興 振 域 係 興 振 長 課 興 産 産 業 産	タ 健 ー 康 所 増 長 進 セ ン

を

事務所管理係長」を「北区清掃事務所事業管理係長」に改め、同表専用東京都北区
長代理之印の項中

振 興 係 長

事務所管理係長」を「北区清掃事務所事務所事業管理係長」に改め、同表東京都北区清掃事務所印の項中「北区清掃事務所管理係長」を「北区清掃事務所事業管理係長」に改め、同表北区健康増進センター印の項及び北区健康増進センター所長印の項を削り、同表東京都北区金銭領収印の項中「健康増進センター」を削る。

別表第二中

17の3

健康増進セ	東京都	北区	長印	センター専用
-------	-----	----	----	--------

を

17の3

削除

に、

29の3

健康増進セ	東京都	北区	長代理之印	センター専用
-------	-----	----	-------	--------

を

29の3

削除

に改め、

17の2

健康増進セ	北区	健康	センター印
-------	----	----	-------

及び

47の3

健康	北区	健康増進センター所長印
----	----	-------------

を削る。

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

—

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

令和二年三月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十三号

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十八
年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「育ち愛ほつと館及び」を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十四号

東京都北区覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区覚せい剤取締法施行細則（平成十七年三月東京都北区規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤取締法施行令」を「覚醒剤取締法施行令」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「覚せい剤取締法施行細則」を「覚醒剤取締法施行細則」に改める。

第三条中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

別記様式中「覚せい剤取締法施行細則」を「覚醒剤原料取締法」に、「覚せい剤取締法第30条の14」を「覚醒剤取締法第30条の14第1項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区覚せい剤取締法施行細則の規定により調製した様式で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十五号

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「指定都市」の下に「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市」を加える。

付則第二条中「平成三十二年三月三十一日までの間」を「当分の間」に改め、
「平成三十二年三月三十一日までに」を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月十八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十六号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「表二の部

〔二十二〕項及び

〔六十三〕項

」を「表二の部〔二十一〕項及び

〔六十一〕項」に改める。

第九条を次のように改める。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定）

第九条 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの（五階以上の建築物で延べ面積が二千平方メートルを超えるもののうち、三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものに限る。）とする。

第十一条第一項の表四の項中「表」の下に「及び次項の表」を加え、同条第二項の表一の項中「もの」の下に「、主階が一階にないもので床面積の合計が百平方メートルを超えるもの（階数が三以上のものに限る。）」又は地階若しくは三階以上の階にあるもの」を加え、同表二の項から四の項までの（い）の欄中「又は」の下に「地

階若しくは」を加え、同表五の項中「児童福祉施設等」の下に「（告示第一第二項
 第二号から第九号までに掲げるものに限る。）」を、「除く。」又は」の下に「地
 階若しくは」を加え、同項の次に次のように加える。

五の二	令第百十五条の三第一号に掲げる児童福祉施設等（告示第一第二項に掲げるものを除く。）	床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。）又は三階以上の階にあるもの	昭和五十八年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
-----	---	---	---------------------------------

第十一条第二項の表九の項の次に次のように加える。

九の二	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（告示第一第二項第一号に掲げるもの	地階又は三階以上の階にあるもの	昭和六十年を始期とし、三年ごとの五月一日から十月三十一日まで
-----	--------------------------------------	-----------------	--------------------------------

のに限る。)

第十一条第二項の表十三の項中「用途」の下に「(ただし、十一の用途の場合は、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるものに限る。)」を加え、同表備考一中「三階以上の階にあるもの、地階若しくは三階以上の階にあるもの又は五階以上の階」を「地階若しくは三階以上の階にあるもの、三階以上の階にあるもの、五階以上の階にあるもの又は地階又は三階以上の階」に、「三階以上、地階若しくは三階以上又は五階以上の階」を「地階若しくは三階以上、五階以上又は地階又は三階以上の階」に改め、「いう。」の下に「ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものは、階数が三以上のものに限る。」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十七号

東京都北区景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区景観づくり条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

旧古河庭園周辺地区	建築物の高さが二十メートル未満で、かつ、延べ面積が八百平方メートル未満のもの
-----------	--

を

旧古河庭園周辺地区	建築物の高さが二十メートル未満で、かつ、延べ面積が八百平方メートル未満のもの
中央公園周辺地区	建築物の高さが十五メートル未満で、かつ、延べ面積が八百平方メートル未満のもの

に

改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）
 の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第九条」に改める。

第四条第一項中「第九条」を「第十一条」に改める。

別表中「東京都北区育ち愛ほっと館」を「東京都北区子ども家庭支援センター」
 に改め、同表に次のように加える。

六	一時保護業務手当	児童福祉法第十一条第一項第 二号ホに掲げる業務に従事した 場合	日額 千四百七十円
七	児童相談所業務手当	児童福祉法第十二条第二項に 規定する業務（同法第十一条第 一項第二号ホに掲げる業務を除 く。）を行うため家庭訪問、指 導、相談等の業務に従事した場	日額 四百九十円

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

付 則

合

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十九号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区

規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式裏及び別記第一号の二様式裏中「~~80~~」を「~~75~~」

として改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区後期高齢者医療に

関する条例施行規則別記第一号様式及び別記第一号の二様式の規定により調製

した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ

とができる。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下この号において「法」という。）及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号。以下この号において「政令」という。）及び予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号。以下この号において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。

イ 法第五条第一項の規定による定期の予防接種の実施

ロ 法第六条第一項及び第三項の規定による臨時の予防接種の実施

ハ 政令第六条の規定による予防接種の対象者等への周知

ニ 省令第四条第一項の規定による予防接種済証の交付及び同条第三項による母子健康手帳への予防接種済の記録

第一条第六十二号の二のイ中「第四項」を「第三項」に改め、同条第六十二号の四中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号ロ中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」

に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号中トをリとし、へをチとし、
同号ホ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ
中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号ニを同号へとし、同号ハ中「覚
せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のよ
うに加える。

ハ 法第三十条の十四第二項の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬

局開設者の調剤した覚醒剤原料の廃棄の届出の受理

ニ 法第三十条の十四第三項の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬

局開設者の覚醒剤原料の譲受の届出の受理

第二条中「第三号のホ」の下に「、第四号の二」を加え、「第六十二号の四のへ、
第六十二号の四のト」を「第六十二号の四のチ、第六十二号の四のリ」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十一号

東京都北区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区印鑑条例施行規則（昭和五十年八月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「印鑑登録申請」を「印鑑登録申請等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 区長は、成年被後見人が条例第四条及び第十四条第一項の規定による申請を行う場合は、法定代理人の同行を求め、かつ、当該成年被後見人本人の意思を確認するものとする。

第三条の二中「いずれかの書類」を「いずれかのもの」に改め、同条第二号中「認める書類」を「認めるもの」に改める。

別記第一号様式表中

Proxy □代理人

を

Proxy □代理人 Legal representative □法定代理人

に改め、同様式裏中「印

年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

別記第六号様式表中

「 Proxy □代理人 」	を	「 Proxy □代理人 Legal repre- sentative □法定代理人 」
-------------------------	---	--

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区印鑑条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区非常勤職員規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十二号

東京都北区非常勤職員規則の一部を改正する規則

東京都北区非常勤職員規則（昭和五十年七月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「非常勤職員（」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する會計年度任用職員及び同法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」を加える。

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十三号

東京都北区職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都北区職員健康管理規則（昭和五十年十月東京都北区規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十二条」の下に「又は第二十二条の三の規定」を加え、同条第三号中「第二十八条第二項」の下に「の規定」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の百十」を「百分の百二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の六十五」を「百分の六十」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十五号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和

元年十月東京都北区条例第十二号）の適用を受けることとなつた者

第四条第一項第八号中「団体派遣期間」の下に「、講演等を行つた期間又は職免規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十六号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第二号中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十一条第二項第二号の規定は、職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）第十三条第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が施行日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十七号

東京都北区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区災害対策本部条例施行規則（昭和四十年八月東京都北区規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「防災課長」を「防災・危機管理課長」に、「危機管理課長」を「地域防災担当課長」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十六日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十八号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に係る支出命令書

第五十二条第三号を次のように改める。

三 削除

第七十九条第一項の表中「^{（十一）}賃金を^{（十二）}削除に改める。

別表地域振興部プレミアム付商品券担当課長付プレミアム付商品券担当主査の項を削り、同表生活環境部リサイクル清掃課リサイクル生活係長の項中「リサイクル生活係長」を「リサイクル生活係員」に改め、同表生活環境部清掃事務所管理係長の項中「管理係長」を「事業管理係長」に、「管理係員」を「事業管理係員」に改め、健康増進センター所長の項を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区住宅管理基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月二十六日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十九号

東京都北区住宅管理基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区住宅管理基金条例施行規則（平成九年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「、東京都北区立区民住宅（以下「区民住宅」という。）」を削り、同号を同条第三号とする。

第三条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
を公布する。

令和二年三月二十七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十号

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第三十六号）中別表第一に東京都北区立道音坂児童遊園の項を加える改正規定の施行期日は、令和二年四月六日とする。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 東京都北区立児童遊園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（令和二年二月東京都北区規則第四号）は、廃止する。

東京都北区立いきがい活動センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和二年三月二十七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十一号

東京都北区立いきがい活動センター条例の施行期日を定める規則

東京都北区立いきがい活動センター条例（平成三十一年三月東京都北区条例第一号）の施行期日は、令和三年一月八日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十二号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月東京都北区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(給与の口座振替)

第三条 任命権者は、会計年度任用職員から条例第二条第三項ただし書の規定による申出があつたときは、口座振替の方法による給与の支払を行うものとする。

2 前項の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、任命権者に対して行わなければならない。

一 口座振替を希望する給与の種別及びその金額

二 口座振替を受ける職員名義の預金又は貯金に係る金融機関等の名称、預金又は貯金の種別及び口座番号

三 口座振替の開始時期

3 前項の規定は、会計年度任用職員が同項各号の事項の全部又は一部を変更しよ

うとする場合について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、口座振替の方法による給与の支払の実施に關し必要な事項は、任命権者が定める。

(給料又は報酬の額の告示)

第四条 任命権者は、条例第三条、第四条、第十八条及び第十九条に規定する給料又は報酬の額を決定したときは、その額を告示するものとする。

(再度の任用における経験加算)

第五条 条例第四条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定によりフルタイム会計年度任用職員の給料の額を決定するに当たり、当該フルタイム会計年度任用職員の従事する職が前会計年度と同一の職務内容の職である場合であつて、前会計年度の経験を考慮して給料の額を決定することが適当であると任命権者が認めるものである場合には、当該職の給料表の号給に次項で定める号数を、当該給料表の定める号給の範囲内において加算することができるとする。

2 前項に規定する号数は、当該フルタイム会計年度任用職員の経験月数を三月で除して算定するものとし、算定の結果、一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 条例第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項及び第十九条の規定によりパートタイム会計年度任用職員の報酬の額を決定するに当たり、当該パートタイム

会計年度任用職員の従事する職が前会計年度と同一の職務内容の職である場合であつて、前会計年度の経験を考慮して報酬の額を決定することが適当であると任命権者が認めるものである場合には、当該職の給料表の号給に次項で定める号数を、当該給料表の定める号給の範囲内において加算することができるとする。

4 前項に規定する号数は、当該パートタイム会計年度任用職員の経験月数を三月で除して算定するものとし、算定の結果、一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 前項に規定する経験月数の算定は、任命権者が別に定める。
(給与の支給方法等)

第六条 条例第五条第一項に規定する給料の支給日は、十五日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日(以下「祝日法による休日」という。)であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

2 条例第二十条第一項に規定する報酬の支給日は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 十五日

二 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 翌月の十五日

3 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項の支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

4 前三項の支給日後に新たに会計年度任用職員（日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）となった場合又は会計年度任用職員が前三項の支給日前に離職し、若しくは死亡した場合における給料又は報酬は、前三項の規定にかかわらず、新たに会計年度任用職員となり、又は離職し、若しくは死亡した日以降速やかに支給する。

第七条 フルタイム会計年度任用職員が、当該フルタイム会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、前条第一項及び第三項に規定する支給日前に給料の非常時払を請求したときは、条例第五条第四項に規定する日割計算の方法により、その請求の日までの給料を前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が、当該パートタイム会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これら

に準ずる非常の場合の費用に充てるため、前条第二項及び第三項に規定する支給日前に報酬の非常時払を請求したときは、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める方法により、その請求の日までの報酬を前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 条例第二十条第四項に規定する日割計算の方法

二 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 条例第二十条第六項に規定する方法

（給与簿）

第八条 任命権者は、会計年度任用職員に支給された全ての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。

2 前項の職員別給与簿は、会計年度任用職員ごとに毎年度作成し、五年間保存するものとする。

（給与の減額免除）

第九条 条例第九条第一項及び第二十三条第一項から第三項までに規定する東京都北区規則で定める有給の休暇は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に關する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号。以下「会計年度任用職員

勤務時間規則」という。)に規定する休暇のうち、次の各号に掲げるものとする。

一 年次有給休暇

二 公民権行使等休暇

三 慶弔休暇

四 災害休暇

五 夏季休暇

第十条 条例第九条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの規定に基づく任命権者の承認は、庶務事務システム(区の電子計算組織(東京都北区個人情報保護条例(平成七年九月東京都北区条例第三十号)第二条第七号に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。)を利用して職員の勤務状況等に係る事務を総合的に処理するシステムをいう。以下「システム」という。)に入力された事項に基づき行わなければならない。ただし、システムにより難しい場合は、給与減額免除申請書に基づき行うことができる。

2 任命権者は、前項ただし書に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならぬ。

3 条例第九条第二項及び第二十三条第四項に規定する東京都北区規則で定める承認の基準は、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準(昭和五十三年特別区人事委員会規則第十五号。以下「減免基準」という。)別

表第一第一号から第十二号まで及び第十四号に規定するものと同様の基準とし、任命権者は、会計年度任用職員が所定の勤務時間（当該所定の勤務時間は、会計年度任用職員勤務時間規則第二条、第四条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項までに規定する勤務時間と同一の意味を持つものとし、フルタイム会計年度任用職員にあつては、条例第九条第一項に規定する所定の勤務時間をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、条例第二十三条第一項に規定する所定の勤務時間をいう。以下同じ。）に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与又は報酬の減額の免除を申請したときは、同基準に従い、これを承認することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者は、減免基準別表第一第五号、第六号、第八号から第十二号まで及び第十四号のいずれかに定める理由に係る承認については、当該任命権者の定める手続をもって、同項の手続に代えることができる。（給与の減額）

第十一条 条例第九条第一項に規定する給与の減額は、減額すべき事実のあつた日の属する給与期間のものを、その給与期間又は次の給与期間の給料支給の際、行うものとする。

2 条例第二十三条第一項及び第二項に規定する報酬の減額は、減額すべき事実のあつた日の属する給与期間のものを、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度

任用職員にあつてはその給与期間又は次の給与期間の報酬支給の際に行うものとし、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつてはその給与期間の報酬支給の際に行うものとする。

3 やむを得ない理由により、前二項に規定する時期において給与又は報酬の減額をすることができない場合には、その後の給与期間における給料又は報酬支給の際、行うことができるものとする。

4 前三項に規定する場合において、一の給与期間における減額の基礎となる時間の合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

5 給与期間において勤務すべき全期間が欠勤であつたとき、又は減額すべき給与若しくは報酬の額が、減額すべき事実のあつた日の属する給与期間において支給されるべき給料及び地域手当の額の合計額若しくは報酬（条例第二十二条及び第二十四条から第二十六条までに規定する報酬を除く。）の額より大であるか若しくはこれに等しいときにおける減額すべき給与又は報酬の額は、当該給与期間において支給されるべき給料及び地域手当の額の合計額又は報酬（条例第二十二条及び第二十四条から第二十六条までに規定する報酬を除く。）の額とする。

第十二条 任命権者は、条例第九条第一項並びに第二十三条第一項及び第二項に規定する事実を記録するため、給与減額整理簿を作成し、必要な事項を記入し、保

管しなければならない。

（超過勤務手当及び超過勤務手当に相当する報酬の支給割合）

第十三条 条例第十条第二項及び第二十四条第二項に規定する東京都北区規則で定める割合は、次の表の上欄に掲げる勤務の区分に応じ、同表下欄に定める割合とする。

勤務の区分		割合
一	所定の勤務時間が割り振られた日（条例第十一条及び第二十五条の規定により休日給及び休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務	百分の百二十五
二	前号に掲げる勤務以外の勤務	百分の百三十五

2 条例第十条第三項及び第二十四条第三項に規定する東京都北区規則で定める割合は、百分の二十五とする。

（休日給及び休日給に相当する報酬の支給割合）

第十四条 条例第十一条及び第二十五条に規定する東京都北区規則で定める割合は、

百分の百三十五とする。

（休日給及び休日給に相当する報酬並びに夜勤手当及び夜勤手当に相当する報酬）

第十五条 条例第十一条に規定する休日給及び条例第二十五条に規定する休日給に相当する報酬並びに条例第十二条に規定する夜勤手当及び条例第二十六条に規定する夜勤手当に相当する報酬は、休憩時間を除く実働時間に対して支給する。

（超過勤務等の勤務時間の集計）

第十六条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びにこれらに相当する報酬に係る超過勤務等の勤務時間数は、一の給与期間に係るものを、手当又はこれに相当する報酬の種類、支給割合の区分ごとに集計するものとし、その集計時間数に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

（勤務一時間当たりの給与額の算出基礎となる手当及び勤務一時間当たりの報酬額の算出基礎となる手当に相当する報酬）

第十七条 条例第十三条に規定する東京都北区規則で定める手当は、条例第六条に規定する地域手当及び条例第八条に規定する特殊勤務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号。以下「特勤条例」という。））第二条に規定する特殊勤務手当のうち別表に定めるもの）とし、その月額は、条例第六条に規定する地域手当の月額及び条例第八条に規定する特殊勤務手当の月

額の種別額

- 額（別表に定める手当の月額（職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号。以下「特勤規則」という。）別表支給額の欄に規定する日額に二十一を乗じて得た額）を合算した額）を合算したものとする。
- 2 フルタイム講師の勤務一時間当たりの給与額を算出する場合における前項の規定の適用については、同項中「条例第八条に規定する特殊勤務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号。以下「特勤条例」という。）第二条に規定する特殊勤務手当のうち別表に定めるもの）」とあるのは、「条例第十七条に規定する義務教育等教員特別手当」と、「条例第八条に規定する特殊勤務手当の月額（別表に定める手当の月額（特勤規則別表支給額の欄に規定する日額に二十一を乗じて得た額）を合算した額）」とあるのは「条例第十七条に規定する義務教育等教員特別手当の月額」とする。
- 3 条例第二十七条各号に規定する東京都北区規則で定める手当に相当する報酬は、条例第二十一条に規定する地域手当に相当する報酬及び条例第二十二条に規定する特殊勤務手当（特勤条例第二条に規定する特殊勤務手当のうち別表に定めるもの）に相当する報酬とし、その月額、日額又は時間額は、次の表の上欄に掲げる額の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

月額	日額
<p> 条例第二十一条に規定する地域手当に相当する報酬の月額及び条例第二十二條に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の月額（特勤規則別表支給額の欄に規定する月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除したものを乗じて得た額）及び特勤規則別表支給額の欄に規定する日額に、その額を一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び特勤規則 </p>	<p> 条例第二十一条に規定する地域手当に相当する報酬の日額及び条例第二十二條に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の日額（特勤規則別表支給額の欄に規定する月額を二十一で除して得た日額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び特勤規則別表支給額の欄に規定する日額を合算した額）を合算した額 </p>

時間額
<p> 条例第二十一条に規定する地域手当に相当する報酬の時間額及び条例第二十二條に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の時間額（特勤規則別表支給額の欄に規定する月額を一六二・七五で除して得た時間額及び特勤規則別表支給額の欄に規定する日額を、条例第二十七條第三号に規定する時間単価を基礎として算出する報酬に係る勤務等の事実があつた日の属する会計年度における当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた勤務時間の数の一日当たりの平均の数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した額 </p>

（勤務一時間当たりの給与額及び勤務一時間当たりの報酬額の算出基礎となる休日数）

第十八條 条例第十三條及び第二十七條第一号に規定する東京都北区規則で定める日の数は、一会計年度における次の各号に定める日の数を合算した数とする。

一 会計年度任用職員勤務時間規則第十一条第一項第一号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）

二 会計年度任用職員勤務時間規則第十一条第一項第二号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）

（勤務一時間当たりの給与額及び勤務一時間当たりの報酬額の算定）

第十九条 条例第十三条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの報酬額を算定する場合において、一円未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは、切り捨てる。

2 条例第十条第二項から第四項まで、第十一条及び第十二条の規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の額を算定する場合並びに条例第二十四条第二項から第四項まで、第二十五条及び第二十六条の規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬、休日給に相当する報酬及び夜勤手当に相当する報酬の額を算定する場合において、一円未満の端数を生ずるときは、その端数が五十銭以上のときは一円とし、五十銭未満のときは、切り捨てる。

（超過勤務手当等の支給）

第二十条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当は、一の給与期間に係るものを、フルタイム会計年度任用職員にあっては次の給与期間の給料の支給日に支給する。

2 特殊勤務手当に相当する報酬、超過勤務手当に相当する報酬、休日給に相当す

る報酬及び夜勤手当に相当する報酬は、一の給与期間に係るものを、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日に支給する。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第六条第二項第一号に掲げる日の翌月の同日

二 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第六条第二項第二号に定める日

3 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びにこれらに相当する報酬の支給は、システムに所要事項を入力することにより行わなければならない。ただし、システムにより難い場合は、超過勤務等命令簿を用いて行うことができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、任命権者は、やむを得ない理由により、第一項及び第二項の支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

5 会計年度任用職員が第一項、第二項及び前項の支給日前に離職し、又は死亡した場合においては、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が離職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。

(期末手当の支給対象外職員)

第二十一条 条例第十六条第一項前段の東京都北区規則で定めるフルタイム会計年

度任用職員（同条第三項の規定により職員の給与に関する条例（昭和五十年三月
東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例に
よるとして期末手当を支給しないこととされるフルタイム会計年度任用職員を除
く。）は、次に掲げる者とする。

一 当該フルタイム会計年度任用職員が任用される一会計年度において、任用さ
れる期間（東京都北区における任命権者に任用される場合に限る。）が通算し
て六月に満たないフルタイム会計年度任用職員（任命権者が別に定める者を除
く。）

二 条例第十六条第一項に規定する基準日（三月一日、六月一日及び十二月一日
をいう。以下この条において同じ。）に新たに条例の適用を受けることとなつ
たフルタイム会計年度任用職員（次項第四号又は第二十五条の規定の適用を受
ける者を除く。）

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第
二十八条第二項各号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和五十三年特別
区人事委員会規則第十七号。以下「休職規則」という。）第二条第三号若しく
は第四号（第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職に
されているフルタイム会計年度任用職員

四 法第二十九条の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員

五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム会計年度任用職員

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業中（以下「育児休業中」という。）のフルタイム会計年度任用職員のうち、支給期間（基準日が三月一日又は六月一日である場合にあっては基準日以前三箇月間、基準日が十二月一日である場合にあっては基準日以前六箇月間をいう。以下同じ。）において勤務した期間があるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員

2 条例第十六条第一項後段の東京都北区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 退職し、又は死亡した日において前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当したフルタイム会計年度任用職員

二 法第二十八条第一項の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員

三 法第二十九条の規定により免職されたフルタイム会計年度任用職員

四 退職後新たに条例の適用を受けることとなったフルタイム会計年度任用職員

五 退職後引き続き給与条例の適用を受けることとなった者

六 退職後引き続き幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）の適用を受け

ることとなった者

3

条例第三十条第一項前段の東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員（同条第三項の規定により給与条例の適用を受ける職員の例によるとして期末手当を支給しないこととされるパートタイム会計年度任用職員を除く。）は、次に掲げる者とする。

一 当該パートタイム会計年度任用職員が任用される一会計年度において、任用される期間（東京都北区における任命権者に任用される場合に限る。）が通算して六月に満たないパートタイム会計年度任用職員（任命権者が別に定める者を除く。）

二 基準日に新たに条例の適用を受けることとなったパートタイム会計年度任用職員（次項第四号又は第二十五条の規定の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項各号又は休職規則第二条第三号若しくは第四号（第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされているパートタイム会計年度任用職員

四 法第二十九条の規定により停職にされているパートタイム会計年度任用職員

五 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けているパートタイム会計年度任用職員

六 育児休業中のパートタイム会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務

した期間があるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員

七 一週間当たりの勤務日数が二日以下、かつ、一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満のパートタイム会計年度任用職員

4 条例第三十条第一項後段の東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

一 退職し、又は死亡した日において前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当したパートタイム会計年度任用職員

二 法第二十八条第一項の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員

三 法第二十九条の規定により免職されたパートタイム会計年度任用職員

四 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなつたパートタイム会計年度任用職員

(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)

第二十二條 前条第一項第六号及び第三項第六号の勤務した期間は、次の各号に掲げる期間以外の期間とする。

一 育児休業中の会計年度任用職員として在職した期間

二 前条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

三 休職にされていた期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第六号。以下「職免条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項に規定する承認を受けていない期間（職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和五十三年特別区人事委員会規則第十四号）第二条第一項第一号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、職員団体若しくは労働組合の会合その他の業務（同号ウ又はエに掲げるものに限る。）に参加していた期間（以下「職員団体会合等参加期間」という。）又は同項第四号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）

五 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて任命権者が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間（期末手当の支給割合）

第二十三条 条例第十六条第二項及び第三十条第二項の東京都北区規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（以下「在職期間」という。）におけるその者の欠勤等日数の区分に応じ、職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十

八号)別表第一に定める割合とする。

(欠勤等日数)

第二十四条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第四項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用職員勤務時間規則第五条及び第六条の規定による週休日(当該週休日は、条例第五条第四項に規定する週休日と同一の意味を持つものとする。)、会計年度任用職員勤務時間規則第十一条の規定による休日(当該休日は、条例第九条第一項に規定する特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日と同一の意味を持つものとする。)並びに会計年度任用職員勤務時間規則第十二条第一項の規定により指定された代休日(当該代休日は、条例第九条第一項に規定する代休日と同一の意味を持つものとする。)(以下「週休日等」という。)を除いた日における一日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもって一日(第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とする。)として換算した日数(一日(第一号、第二号及び第五号に掲げる期間にあつては二分の一日とする。))を合計した日数とする。未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)

一 法第二十八条第二項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職

員として在職した期間

二 休職規則第二条第三号及び第四号（第一号及び第二号に準ずる場合を除く。）の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間

三 第二十一条第一項第四号及び第三項第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

四 第二十一条第一項第五号及び第三項第五号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間

五 育児休業中の会計年度任用職員として在職した期間

六 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第十条第三項に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、講演等を行った期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第二条第一項第七号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間等を行った期間を除く。）
七 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2 前項に規定するもののほか、支給期間において在職期間以外の期間がある会計年度任用職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。

3 前項に規定するもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たっては、一日の

所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない時間があるときは、任命権者が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）に加算する。

4 パートタイム会計年度任用職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第一項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を会計年度任用職員勤務時間規則第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を三十八・七五で除して得た数で除して得た時間」とする。（欠勤等日数の算定の特例）

第二十五条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、条例適用前の東京都北区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、一日の所定の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、一日の所定の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、前二条の規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた職員

- 二 幼稚園教育職員給与条例の適用を受けていた職員
- 三 前二号に掲げる者のほか、特に任命権者が定める者

(期末手当基礎額の意義)

第二十六条 条例第十六条第二項の東京都北区規則で定める額(次項において「期末手当基礎額」という。)は、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日(三月一日、六月一日及び十二月一日をいう。以下この条において同じ。)における給料及び地域手当の月額合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 基準日前一月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員 当該退職し、又は死亡した日の前日における給料及び地域手当の月額合計額
- 二 基準日において、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による休業給付、傷病年金、休業補償給付若しくは傷病補償年金又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年特別区人事・厚生事務組合条例第八号)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けているフルタイム会計年度任用職員 当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該フルタイ

ム会計年度任用職員が受けることとなる給料及び地域手当の月額合計額。ただし、基準日において地方公務員災害補償法第三十条、労働者災害補償保険法第十二条の二の二第二項又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第十条の規定により休業補償等を百分の七十に減額されているフルタイム会計年度任用職員については、それぞれの百分の七十の額の合計額

三 基準日において法第二十九条の規定によりその給料を減給されているフルタイム会計年度任用職員 当該減給された給料及び当該減給される前の給料に対する地域手当の月額の合計額

四 基準日において育児休業中のフルタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額

3 条例第三十条第二項の東京都北区規則で定める額（次項及び第五項において「期末手当基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、基準日における当該各号に定める額とする。

一 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 当該パートタイム会計年度任用職員の勤務一月当たりの報酬額及びこれに対する地域手当に相当する報酬額の合計額

二 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 当該パート

タイム会計年度任用職員の勤務一日当たりの報酬額又は勤務一時間当たりの報酬額を任命権者が別に定める方法により月額に換算した額及びこれに対する地域手当に相当する報酬額の合計額

4 前項（各号列記以外の部分に限る。）及び同項第一号の規定にかかわらず、月額で報酬を定める次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員
当該退職し、又は死亡した日の前日における報酬（条例第二十二条及び第二十四条から第二十六条までに規定する報酬を除く。次号及び第四号において同じ。）額

二 基準日において、休業補償等を受けているパートタイム会計年度任用職員
当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該パートタイム会計年度任用職員が受けることとなる報酬額。ただし、基準日において労働者災害補償保険法第十二条の二の二第二項又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第十条の規定により休業補償等を百分の七十に減額されているパートタイム会計年度任用職員については、当該報酬額の百分の七十の額

三 基準日において法第二十九条の規定によりその報酬（条例第二十一条、第二十二條及び第二十四条から第二十六条までに規定する報酬を除く。以下この号

において同じ。)を減給されているパートタイム会計年度任用職員 当該減給された報酬及び当該減給される前の報酬に対する地域手当に相当する報酬の合計額

四 基準日において育児休業中のパートタイム会計年度任用職員 基準日現在において当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬額

5 第三項(各号列記以外の部分に限る。)及び同項第二号の規定にかかわらず、日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、前項各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(任命権者が別に定める方法により月額に換算したものをいう。)とする。

6 前各項に規定する期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の支給日)

第二十七条 条例第十六条第一項及び第三十条第一項に規定する期末手当の支給日は、次の各号に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日とする。

一 三月に支給する期末手当にあつては三月十五日

二 六月に支給する期末手当にあつては六月三十日

三 十二月に支給する期末手当にあつては十二月十日

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項に定める支給日に支給することができないと認められた場合において、別に支給日を定めることができる。

（地域手当に相当する報酬の支給額等）

第二十八条 条例第二十一条第三項に規定する地域手当に相当する報酬の支給額は、当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき条例第十八条第二項及び第十九条第一項から第三項までに規定する報酬額に当該パートタイム会計年度任用職員が在勤する次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 特別区の存する地域 百分の二十

二 千葉県南房総市 零

2 前項第一号に掲げる地域（以下「特別区内」という。）に在勤するパートタイム会計年度任用職員がその在勤する地域を異にして異動した場合において、当該異動後に在勤する地域に係る地域手当に相当する報酬の支給割合（同項第二号に定める割合をいう。）が特別区内に係る地域手当に相当する報酬の支給割合（同項第一号に定める割合をいう。）以下この項において「特別区内の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動後に在勤する地域が同項第二号に

定める地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該パートタイム会計年度任用職員には、同項の規定にかかわらず、当該異動の日から当該異動の日の属する会計年度の末日までの間、条例第十八条第二項及び第十九条第一項から第三項までに規定する報酬額に特別区内の支給割合を乗じて得た地域手当に相当する報酬を支給する。

3 この規則に規定するもののほか、前二項に規定する地域手当に相当する報酬の支給方法は、条例第十八条第一項及び第二項に規定する報酬の支給方法の例による。

4 第一項及び第二項に規定する地域手当に相当する報酬は、一の給与期間に係るものを、第六条第二項第一号に定める日（その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）に支給する。ただし、日額又は時間額で報酬を定める場合における地域手当に相当する報酬は、一の給与期間に係るものを、同項第二号に定める日（その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）に支給する。

5 第一項及び第二項の規定による地域手当に相当する報酬額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

6 前項に定めるもののほか、次に掲げる地域手当に相当する報酬額又は報酬の月

額に一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

一 条例第二十七条に規定する勤務一時間当たりの報酬額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬額

二 条例第三十条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる地域手当に相当する報酬額

三 条例第二十条第二項から第六項までに規定する場合等の日割計算の基礎となる地域手当に相当する報酬の月額

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第二十九条 条例第三十一条第二項に規定する東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、パートタイム会計年度任用職員の勤務形態等を考慮して任命権者が別に定めるものとし、同項に規定する東京都北区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給日及び返納は、条例第七条に規定する給与条例第十二条又は幼稚園教育職員給与条例第十五条の規定により通勤手当を支給される職員の例によるとして通勤手当を支給することとされるフルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して任命権者が別に定めるものとする。

(様式)

第三十条 第八条に規定する職員別給与簿、第十条に規定する給与減額免除申請書、第十二条に規定する給与減額整理簿及び第二十条に規定する超過勤務等命令簿の様式は、任命権者が別に定める。

(委任)

第三十一条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第八条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

別表（第十七条関係）

手当名	清掃業務従事手当
-----	----------

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年三月
東京都北区条例第四号。以下「条例」という。)第十八条第二項の規定に基づき、
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十
二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。
の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(一週間の勤務時間)

第二条 法第二十二條の二第一項第二号に定める会計年度任用職員(以下「フルタ
イム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超
えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2 法第二十二條の二第一項第一号に定める会計年度任用職員(以下「パートタイ
ム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超え
ない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分に満たない範囲内で、任命権者
が定める。

(通常の勤務場所以外での勤務時間)

第三条 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外

で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いときは、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。ただし、当該職務を遂行するために当該職員について定められた勤務時間を超えて勤務することが通常必要となる場合において、当該職務に關しては、当該職務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

（勤務時間の割振り）

第四条 任命権者は、暦日を単位として一週間ごとの期間において、一日につき七時間四十五分を上限として、会計年度任用職員の勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、当該職員の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

3 任命権者は、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう会計年度任用職員の勤務時間を割り振るものとする。

4 会計年度任用職員が二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、勤務時間の始期の属する日の勤務とする。

（週休日）

第五条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、

必要に応じ、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間につき八日（パートタイム会計年度任用職員にあつては八日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、これにより難しい場合において、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

（週休日の振替等）

第六条 任命権者は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第四条第一項から第三項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち当該週休日の属する週の期間（やむを得ないと認められるときは、当該週休日を起算日とする四週間前の日から当該週休日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。）以下この条において同じ。）内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員にあつては、前項の期

間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間としての四時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

3 任命権者は、週休日の振替（第一項の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにしなければならない。

4 週休日の振替により、新たに勤務時間を割り振られる日の勤務時間は、当該週休日の振替により新たに週休日となる日にあらかじめ割り振られていた勤務時間と同一の時間数でなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、週休日の振替等に関し必要な事項は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号。以下「職員勤務時間規則」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）の例による。

（休憩時間）

第七条 任命権者は、勤務時間が六時間を超える場合は少なくとも四十五分、八時間を超える場合は少なくとも一時間、継続して一昼夜にわたる場合は一時間三十分以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

3 前二項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合は、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

4 前三項に規定するもののほか、休憩時間に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（超過勤務）

第八条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、第二条、第四条第一項から第三項まで及び第六条第一項から第四項までに規定する勤務時間以外の時間において勤務をすることを命ずることができ、この場合において、当該勤務の実施及びその上限時間等については、職員勤務時間規則第七条第一項及び第七条の二の規定を準用する。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）

第九条 条例第九条の二及び職員勤務時間規則第七条の三の規定は、育児又は要介護者（第二十八条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう）。

以下同じ。）の介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限について準用する。
（育児又は要介護者の介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限）

第十条 条例第九条の三及び第九条の四並びに職員勤務時間規則第七条の四の規定は、育児又は要介護者の介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限について準用する。

（休日）

第十一条 次の各号に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。第一号を除き、以下同じ。）とする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

三 条例第十条第三号に掲げる日

2 前項各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要があるとして勤務時間の割振り定められた会計年度任用職員については、その日に振り替えて、第四項

で定めるところにより前項各号に掲げる日以外の日を休日とする。

3 会計年度任用職員が二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた場合において、当該勤務時間の終期の属する日が、前二項の規定による休日に当たるときは、前二項の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）においては、その日に振り替えて、次項で定めるところにより前二項の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。

4 祝日法による休日が週休日に当たるときは、前二項の規定により当該休日は、当該週休日の直後の勤務時間が割り振られている日（その日が休日に当たるときは、その日の直後の勤務時間が割り振られている日。その日がさらに休日に当たるときも同様とする。）とする。ただし、祝日法第三条第二項に規定する休日が週休日に当たるときは、当該週休日の前日（この日がさらに週休日に当たるときは本文の規定により定める日）とする。

5 前各項に規定するもののほか、休日に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（休日の代休日）

第十二条 任命権者は、会計年度任用職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）

を指定することができる。

2 代休日は、勤務することを命じた休日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に勤務することを命じた時間数と同一の勤務時間が割り振られている日でなければならぬ。

3 第一項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない。

4 前三項に規定するもののほか、休日の代休日に関し必要な事項は、常勤の職員の場合による。

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、一会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

一 任用初年度における会計年度任用職員 当該職員の一週間の勤務日数又は一年間の勤務日数及び任期の区分に応じて別表第一に定める年次有給休暇の日数

二 前号の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き任用された会計年度任用職員 当該年次有給休暇を付与された日から引き

続き任用された任期の末日までの日数を任期とした場合に前号を適用して得られる年次有給休暇の日数から既に付与された当該年次有給休暇の日数を減じた日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零）

三 任用二年度以降における会計年度任用職員 当該職員の一週間の勤務日数又は一年間の勤務日数及び任用年度（当該職員を引き続き任用するときの任用初年度から通算した年度をいう。以下同じ。）の区分に応じて別表第二に定める年次有給休暇の日数

四 前号の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き任用された会計年度任用職員 第二号の規定の例により算出した日数

2 年次有給休暇は、一日（継続して一昼夜にわたる勤務に服する会計年度任用職員については二日）を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の年次有給休暇は、一時間を単位として与える。ただし、勤務日の勤務時間全てについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。

4 一時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの勤務時間の時間数

が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、勤務日一日当たりの勤務時間（その時間に五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をもつて一日とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定めるとおりとする。

一 勤務日ごとの勤務時間が同一でない会計年度任用職員 勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に五分未満の端数があるときは、これを切り上げて五分単位にした時間）をいう。以下同じ。）をもつて一日とする。

二 二暦日にわたり継続する七時間四十五分を超える勤務時間を割り振られた会計年度任用職員 七時間四十五分をもつて一日とする。

5 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができ、職務への支障の有無の判断に当たっては、請求に係る休暇の時季における会計年度任用職員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。

6 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、二十日を

限度として、当該年次有給休暇の残日数を翌年度（年度の途中に年次有給休暇が付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。ただし、前年度（新たに会計年度任用職員となつた者について）は、当該年度における新たに会計年度任用職員となつた日以後の期間）における勤務実績（一会計年度における総日数から週休日の日数を減じた日数）に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない会計年度任用職員については、この限りでない。

7 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。

- 一 休日及び代休日
- 二 この条、第十五条、第十六条（日を単位とする場合を除く。）及び第二十八条に規定する休暇により勤務しなかつた期間
- 三 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかつた期間
- 五 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

六 交通機関の事故等の不可抗力の原因により勤務できなかつた期間

8 同一年度内において引き続き会計年度任用職員に任用されたときの年次有給休暇は、当該年度内において既に付与された年次有給休暇の日数を限度として、当該年次有給休暇の残日数を引き続き任用された任期に繰り越すことができる。この場合において、第六項の規定により繰り越された年次有給休暇があるときは、当該年次有給休暇の日数を限度として、当該年次有給休暇の残日数を繰り越すことができないものとする。

9 第六項及び前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある会計年度任用職員から年次有給休暇の請求があつた場合は、当該繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

第十四条 前条第一項の規定にかかわらず、常勤の職員（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区教育委員会規則第十五号）の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が引き続き会計年度任用職員となつた場合の年次有給休暇は、一会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一会計年度において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

一 任用一年目 常勤の職員の退職時における年次有給休暇の残日数並びに当該年度の四月一日における当該会計年度任用職員の一週間の勤務日数若しくは一年間の勤務日数及び勤続年数の区分に応じて別表第二に定める年次有給休暇の

日数（同表中「任用年度」とあるのは「勤続年数」と読み替えるものとし、勤続年数は常勤の職員であった期間を通算する。以下この条において同じ。）又は当該年度の途中で任用する日における当該会計年度任用職員の一週間の勤務日数若しくは一年間の勤務日数及び勤続年数の区分に応じて別表第二に定める年次有給休暇の日数から常勤の職員として既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数（当該日数が零を下回る場合にあつては、零）

二 任用二年目以降 当該年度の四月一日における当該会計年度任用職員の一週間の勤務日数又は一年間の勤務日数及び勤続年数の区分に応じて別表第二に定める年次有給休暇の日数

2 前条第二項から第九項までの規定は、この条に規定する会計年度任用職員について準用する。

（特別休暇）

第十五条 任命権者は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する休暇のうち、夏季休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護

休暇の承認については、当該会計年度任用職員について定められた一週間の勤務日数が三日以上、一月の勤務日数が十一日以上又は一年間の勤務日数が百二十一日以上である場合に限るものとする。

（病気休暇）

第十六条 任命権者は、会計年度任用職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇は、原則として、日を単位として承認する。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

4 病気休暇を請求するときは、別に定める場合を除き、医師の証明書を示さなければならぬ。

（公民権行使等休暇）

第十七条 公民権行使等休暇は、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の全部又は一部において、当該職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。

2 任命権者は、会計年度任用職員が公民権行使等休暇を請求した場合においては、

拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。

3 任命権者は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。

（妊娠出産休暇）

第十八条 妊娠出産休暇は、女子の会計年度任用職員（以下「女子職員」という。）に対し、その妊娠中及び出産後を通じて十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間）以内の引き続き休養として与える休暇とする。ただし、出産が出産予定日後となった場合で、妊娠中に六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）を超えて休養することがやむを得ないと認められるときは、十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、二十二週間）にその超えた日数に相当する日数を加えた期間の引き続き休養として与える休暇とする。

2 任命権者は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）、出産後の少なくとも八週間与えるものとする。ただし、出産後六週間を経過した女子職員が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。

3 出産後の休養は、出産の日の翌日から起算して八週間を経過する日までの引き続き期間与えるものとする。ただし、特別の理由があり任命権者が必要と認める

場合は、第一項本文に規定する期間内において、必要な期間延長することができ
る。

4 妊娠出産休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

（母子保健健診休暇）

第十九条 母子保健健診休暇は、妊娠中の、又は出産後一年を経過しない女子職員
が母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）の規定に基づく医師、助産師又は
保健師（以下「医師等」という。）の健康診査又は保健指導を受けるための休暇
であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。

2 母子保健健診休暇は、母子保健法の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けて
から妊娠二十三週までは四週間に一回、妊娠二十四週から三十五週までは二週間
に一回、妊娠三十六週から出産までは一週間に一回（医師等の特別の指示があつ
た場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）及び出産後一年まで
は医師等の指示された回数の範囲内で承認する。

3 母子保健健診休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

（妊婦通勤時間）

第二十条 妊婦通勤時間は、妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑が
著しく、当該職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがある
ときに、交通混雑を避けるための休暇とする。

2 妊婦通勤時間は、当該女子職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ三十分又はいずれか一方に六十分の範囲内で承認する。

3 妊婦通勤時間を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。
(育児時間)

第二十一条 育児時間は、生後一年に達しない子(条例第九条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第二十八条第一項第十号及び第十一号を除き、以下同じ。)を育てる会計年度任用職員が当該子を育てるための休暇とする。

2 育児時間は、当該職員について定められた勤務時間において、一人の子(一回の出産で産まれた複数の子は、一人の子とみなす。)について一日二回それぞれ三十分間承認する。

3 男子の会計年度任用職員(以下「男子職員」という。)の育児時間は、次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一 育児時間により育てようとする子について、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)その他の法律又は条例等により出産後の休養を与えられている場合

二 配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律により育児休業をしている場合

三 育児時間により育てようとする子について、配偶者が常態として育てることができるとき

4 第二項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その配偶者が当該子について育児時間（当該配偶者が会計年度任用職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下この項において同じ。）を利用するときは、第二項の規定により承認された時間から当該配偶者の利用に係る各回ごとの育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 任命権者は、女子職員が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。

（生理休暇）

第二十二条 生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。

2 任命権者は、女子職員が生理休暇を請求したときは、その女子職員を生理日に勤務させてはならない。

（慶弔休暇）

第二十三条 慶弔休暇は、会計年度任用職員が結婚する場合、会計年度任用職員の親族が死亡した場合の休暇とする。

2 慶弔休暇は、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

一 会計年度任用職員が結婚する場合 引き続き七日

二 会計年度任用職員の親族（別表第三に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き同表に掲げる日数

3 任命権者は、慶弔休暇を承認するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（災害休暇）

第二十四条 災害休暇は、会計年度任用職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、当該職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 災害休暇は、日を単位として、七日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。

3 任命権者は、災害休暇を承認するときは、会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（夏季休暇）

第二十五条 夏季休暇は、夏季の期間（七月一日から九月三十日までをいう。）において、会計年度任用職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のた

め勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 夏季休暇は、日を単位とし、当該会計年度任用職員の一週間の勤務日数又は一年間の勤務日数の区分に依じて、別表第四に掲げる日数の範囲内で承認する。ただし、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員は、夏季休暇については、任命権者が別に定める。

（子の看護のための休暇）

第二十六条 子の看護のための休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 子の看護のための休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、五日（養育する子が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用

職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の子の看護のための休暇は、一会計年度において、一時間を単位として五日（養育する子が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、当該会計年度任用職員の一回の勤務に割り振られた勤務時間であつて一時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 子の看護のための休暇の残日数の全てについて請求があつた場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

5 第十三条第四項の規定は、時間を単位として使用した子の看護のための休暇の日に換算する場合について準用する。

6 任命権者は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（短期の介護休暇）

第二十七条 短期の介護休暇は、要介護者の介護その他の世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、五日（要

- 介護者が二人以上の場合にあつては、十日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として承認することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間数が同一でない会計年度任用職員及び二暦日にわたり継続する勤務時間を割り振られた会計年度任用職員の短期の介護休暇は、一会計年度において、一時間を単位として五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）以内で承認する。ただし、当該会計年度任用職員の一回の勤務に割り振られた勤務時間であつて一時間未満の端数があるもの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 4 短期の介護休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 5 第十三条第四項の規定は、時間を単位として使用した短期の介護休暇を日に換算する場合について準用する。
- 6 短期の介護休暇を請求するときは、職員勤務時間規則別記第三号の六様式（以下「状態等申出書」という。）をあらかじめ提出しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由により状態等申出書をあらかじめ提出することができなかつた場合には、事後において状態等申出書を提出しなければならない。
- 7 任命権者は、短期の介護休暇を承認するときは、介護その他の世話を必要とす

ることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

（介護休暇）

第二十八条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号に掲げる者（第八号から第十一号までに掲げる者にあつては当該会計年度任用職員と同居している場合に限る。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第一項に規定するものを除く。以下同じ。）を承認するものとする。

- 一 配偶者
- 二 父母
- 三 子
- 四 配偶者の父母
- 五 祖父母
- 六 兄弟姉妹
- 七 孫
- 八 父母の配偶者
- 九 配偶者の父母の配偶者
- 十 子の配偶者

十一 配偶者の子

- 2 介護休暇は、当該職員の申請に基づき、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間を承認する。
- 3 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。
- 4 時間を単位とする介護休暇は、申請する当該職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）も、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。
- 5 前二項に規定する介護休暇の利用方法は、必要であると認められる場合には、変更することができる。
- 6 任命権者は、介護休暇を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

7 任命権者は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護休暇（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

8 介護休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。

（介護休暇を承認することができる会計年度任用職員）

第二十九条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に介護休暇を承認するものとする。

一 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上であること。

二 介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都北区のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでないこと。

三 当該会計年度任用職員について定められた一週間の勤務日数が三日以上、又は一年間の勤務日数が百二十一日以上であること。

（介護時間）

第三十条 介護時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、会計年度任用職員が要介護者の介護を行うため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、介護時間取得の初日から連続する在職する期間内（この規則の適用を受ける会計年度任用職員の

職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）において承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においてには、介護時間を承認することができないものとする。

2 介護時間の承認は、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間（当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（以下「基準時間」という。）が二時間を下回る場合は、基準時間）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）第十五条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に對する介護時間の承認については、一日につき基準時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

5 任命権者は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護時間（当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。）を取り消すことができる。

6 介護時間の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。
（介護時間を承認することができる会計年度任用職員）

第三十一条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合

に介護時間を承認するものとする。

一 特定職に引き続き在職した期間が一年以上であること。

二 当該会計年度任用職員について定められた一週間の勤務日数が三日以上又は

一年間の勤務日数が百二十一日以上であること。

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があること。

（期間計算）

第三十二条 第十六条、第十八条、第二十二條から第二十四條まで、第二十八條及び第三十條の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（休暇の申請）

第三十三条 第十三條、第十五條及び第十六條に規定する休暇の申請については、職員勤務時間規則第二十七條の規定を準用する。

（特別休暇等の特例）

第三十四条 同一会計年度中に、東京都北区の常勤の職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六條から第三十條までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和二年二月東京都北区規則第二号）

第四条第二項及び会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和二年三月東京都北区教育委員会規則第六号）第四条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

（別に定めのある会計年度任用職員の勤務時間等）

第三十五条 第二条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員で特別区人事委員会が認めるものの勤務時間等については、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他の事項）

第三十六条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による改正前の法第三条第三項第三号に規定する特別職の非常勤職員（東京都北区の非常勤職員に限る。以下「非常勤職員」という。）又は同法第二十二條に規定する臨時的任用職員（東京都北区の臨時的任用職員に限る。以下「臨時

的任用職員」という。）として任用され、引き続きこの規則の施行の日に東京都北区の会計年度任用職員として任用された場合において、当該非常勤職員又は臨時的任用職員の任期中に付与された年次有給休暇の残日数があるときは、当該会計年度任用職員の任期に当該年次有給休暇の残日数を繰り越すことができる。

3 この規則の施行の日前に非常勤職員又は臨時的任用職員として任用されていた職員が、当該職と同一の職務内容と認められる会計年度任用職員の職に引き続き任用された場合における当該職員の年次有給休暇は、当該年度の四月一日における当該職員の一週間の勤務日数又は一年間の勤務日数及び非常勤職員等勤続年数の区分に応じて別表第二に定める年次有給休暇の日数とする。この場合において、同表中「任用年度」とあるのは「非常勤職員等勤続年数」と読み替えるものとし、非常勤職員等勤続年数は引き続き非常勤職員又は臨時的任用職員であった期間（常勤の職員から引き続き非常勤職員又は臨時的任用職員として任用されていた職員については、常勤の職員であった期間を含む。）を通算する。

別表第一（第十三条関係）年次有給休暇日数表（初年度）

一年間の勤務日数	一週間の勤務日数
二百十七	五日以上
百六十九	四日
百二十一	三日
七十三日	二日
四十八日	一日

							任期	
一月以下	一月超	二月超	三月超	四月超	五月超	六月超		
一日	三日	四日	六日	七日	九日	十日		日以上
一日	二日	三日	四日	五日	六日	十日	まで	日から二百十六日まで
一日	一日	二日	三日	四日	四日	七日	まで	日から百六十八日まで
〇日	一日	一日	二日	二日	三日	五日		から百二十日まで
〇日	一日	一日	一日	一日	二日	三日		から七十二日まで

備考 一週間の勤務日数が四日以下である会計年度任用職員で一週間の勤務時間が二十九時間以上であるものの年次有給休暇の日数については、この表の四日、三日、二日及び一日の欄の定めにかかわらず、五日以上の欄に定める日数とする。

別表第二（第十三条、第十四条、付則第三項関係）年次有給休暇日数表（二年度目以降）

任用年度	一年間の勤務日数		一週間の勤務日数
	三年度	二年度	
	十二日	十一日	五日以上
	十二日	十一日	四日 二百十七日以上
	九日	八日	三日 百六十九日から二百一十日まで
	六日	六日	二日 七十三日から二百二十日まで
	三日	三日	一日 四十八日から七十二日まで

	七年度以上	六年度	五年度	四年度
	二十日	十八日	十六日	十四日
	十五日	十三日	十二日	十二日
	十一日	十一日	十一日	十日
	七日	七日	七日	七日
	三日	三日	三日	三日

備考 一週間の勤務日数が四日以下である会計年度任用職員で一週間の勤務時間が二十九時間以上であるものの年次有給休暇の日数については、この表の四日、三日、二日及び一日の欄の定めにかかわらず、五日以上の欄に定める日数とする。

別表第三（第二十三条関係）

配偶者	親族
	日数
十日	

姻族		血族	
<p>一親等の直系尊属（父母）</p> <p>同 直系卑属（子）</p> <p>二親等の直系尊属（祖父母）</p> <p>同 直系卑属（孫）</p> <p>同 傍系者（兄弟姉妹）</p> <p>三親等の直系尊属（曾祖父母）</p> <p>同 傍系尊属（伯叔父母）</p> <p>同 傍系卑属（甥姪）</p> <p>四親等の傍系者（従兄弟姉妹に限る。）</p>	<p>一親等の直系尊属</p> <p>同 直系卑属</p> <p>二親等の直系尊属</p> <p>同 直系卑属</p> <p>同 傍系者</p> <p>三親等の直系尊属</p> <p>同 傍系尊属</p> <p>同 傍系卑属</p>	<p>十日</p> <p>十日</p> <p>七日</p> <p>五日</p> <p>五日</p> <p>五日</p> <p>五日</p> <p>三日</p> <p>一日</p>	<p>五日</p> <p>五日</p> <p>三日</p> <p>二日</p> <p>二日</p> <p>二日</p> <p>一日</p> <p>一日</p> <p>一日</p>

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において、祖先の祭具、墳墓等の承継を受けた者は一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 3 特別養子縁組の成立前の監護対象者等は、血族の一親等の直系卑属（子）に準ずる。

別表第四（第二十五条関係）

日数	一年間の勤務日数	一週間の勤務日数
三日	二百十七日以上	五日以上
二日	百六十九日から二百十六日まで	四日
一日	百二十一日から百六十八日まで	三日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十四号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区
規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

3 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年 月東京
都北区規則第三十三号）の適用を受けていた会計年度任用職員が引き続きこの
規則の適用を受ける場合における当該職員のその年度の年次有給休暇の日数は、
この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用することができ、日数のうち
その年度に付与されたものに、この規則の適用を受けることとなつた月に応じ、
別表第一に定める日数を加えたものとする。

第十三条第一項中「をいう。」の下に「第十三条の六を除き、」を加える。
第十三条の二に次の一項を加える。

3 第十二条第三項に規定する職員であつて、この規則の適用を受けることとなる
日から育児短時間勤務を始めるもののその年度の年次有給休暇の日数は、同項の
規定にかかわらず、この規則の適用を受けることとなる日の前日に使用すること
ができる日数のうちその年度に付与されたものに、別表第二の二に定める日数を
加えたものとする。

第十三条の五の次に次の一条を加える。

（臨時的に任用された職員の年次有給休暇）

第十三条の六 条例第十三条第五項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第二の三に定める日数とする。

2 前項又はこの項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、前項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年以下である場合の年次有給休暇は、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点において付与するものとし、その日数は、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までを任用期間とした場合における別表第二の三に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数とする。

3 前二項又は次項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日以後である場合の年次有給休暇は、同日及び毎年同日に应当する日

(応当する日がない場合には、その前日) (以下「 応当日等の日 」という。) の時点において付与するものとし、その日数は、二十日とする。

4 第一項又は第二項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第一項の規定による任用の日から起算して一年を経過した日前であつて、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が一年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。

一 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 二十日
から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数

二 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 二十日

5 前各項に規定する年次有給休暇の日数のうち、応当日等の日前一年の間に使用しなかつた日数があるときは、二十日を限度に当該応当日等の日以後一年に限りこれを繰り越すことができる。ただし、応当日等の日前一年における勤務実績 (第一項の規定による任用の日又は応当日等の日から起算して一年を経過する日までの間における総日数から週休日の日数を減じた日数に対する勤務した日数の

割合をいう。以下この条において同じ。）が八割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

6 勤務実績を算定する場合において、勤務した日数とみなす期間については、第

十三条第四項の規定を準用する。

第二十四条の二第二項中「、原則として」を削る。

別表第二の二の次に次の一表を加える。

別表第二の三（第十三条の六関係）

任用期間	一月以上 二月未満	二月以上 三月未満	三月以上 四月未満	四月以上 五月未満	日数
	二日	三日	五日	七日	

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

付 則

十二月	十一月以上 十二月未満	十月以上 十一月未満	九月以上 十月未満	八月以上 九月未満	七月以上 八月未満	六月以上 七月未満	五月以上 六月未満
二十日	十八日	十七日	十五日	十三日	十二日	十日	八日

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十五号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）
の一部を次のように改正する。

第一条の二中「勤務時間」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）を加え、「この条において」を削る。

第六条中「している職員」の下に「（次項に定める職員を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 育児休業をしている会計年度任用職員に対しては、勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づき定められた会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第十三条及び第十四条の規定による年次有給休暇、会計年度任用職員勤務時間規則第十五条第一項の規定による公民権行使等休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇、会計年度任用職員勤務時間規則第二十八条の規定による介護休暇並びに会計年度任用職員勤務時間規則第三十条

の規定による介護時間は与えないものとする。

第七条中「又は」を「若しくは」に改め、「第五条」の下に「又は会計年度任用職員勤務時間規則第五条」を加え、「週休日並びに」を「週休日、」に改め、「第十三条」の下に「又は会計年度任用職員勤務時間規則第十一条」を、「第十四条」の下に「又は会計年度任用職員勤務時間規則第十二条」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（条例第十四条第二号口の東京都北区規則で定める非常勤職員）

第十三条の二 条例第十四条第二号口の東京都北区規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日の日数が三日以上である非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

第十五条中「第七条」を「第八条」に改め、「第十条の規定を」の下に「、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月東京都北区条例第四十九号）の適用を受ける職員にあつては会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第 号）第十一条の規定を」を加える。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十六号

東京都北区予算事務規則の一部を改正する規則

東京都北区予算事務規則（昭和三十九年二月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一全般の項中

4	給料、職員手当、賃金及び旅費（他に規定するものを除く。）	を
4	給料、職員手当及び旅費（他に規定するものを除く。）	に、
3	報酬及び費用弁償	を
4	非常勤職員に係る共済費	を
5	臨時職員の賃金	を
3	報酬及び費用弁償（他に規定するものを除く。）	に、
4	会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費	に、
5	削除	削除
19	中小企業従業員退職金等共済制度に基づく給付費	を
19	削除	に改め、

同表教育委員会の項中

1 県費負担教職員の賃金及び旅費

を

1 県費負担教職員の報酬、職員手当及び費用弁償

に改め

る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十七号

東京都北区生活保護法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区生活保護法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式を次のように改める。

収入・無収入申告書

年 月 日

東京都北区福祉事務所長 殿

申告者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

収入・無収入について、以下のとおり申告します。

1 収入申告

(1) 収入の状況 収入の種別ごとに具体的な収入金額を以下の表に書いてください。(単位：円)

区 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分	年 月 分
働いて得た収入						
就 労 日 数						
年金・手当等 ()						
援 助 金 等						
その他の収入 ()						
必 要 経 費	交 通 費					
	所 得 税					
	社 会 保 険 料					
差引手取収入						
主な収入元	名 称		住 所		説明書類の有無 有 無	

(2) 仕事の状況（該当するものに○をしてください。該当するものがない場合は、その他の欄に書いてください。）

ア. 常時勤務（社員等） イ. 契約・派遣社員 ウ. パートタイム・アルバイト
エ. 日雇い オ. 自営 カ. 福祉的就労 キ. その他（ _____ ）

2 無収入申告（無収入の月がある場合は、無収入である理由について次に掲げるもののうち該当するものに○をしてください。該当するものがない場合は、その他の欄に具体的に書いてください。）

ア. 高齢のため イ. 傷病（病気・けが）のため ウ. 働く場所がないため（求職中を含む。）

エ. その他（ _____ ）

(注意事項)

(1) 不実の申請その他不正な手段により生活保護を受けた場合、生活保護法第85条の規定又は刑法第246条（詐欺）の規定により、処罰されることがあります。

(2) この申告書を指定された期日までに当福祉事務所へ提出されない場合には、生活保護の変更又は廃止若しくは停止をすることがありますので、十分注意してください。

(記入上の留意点)

(1) この申告書は、生活保護を受けている世帯又は受けようとする世帯の世帯員ごとに記入し申告してください。

(2) 「働いて得た収入」欄には、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください（無収入の月は「0円」と記入してください。）。

(3) 「必要経費」欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。

(4) 説明書類について、収入を証明できる書類（例えば、勤務先の給与証明書・給与明細書、各種保険支払通知書、預金通帳の写等）がある場合は、この申告書に必ず添付してください。

別記第二十九号様式(甲)中「第77条の2に」を「第77条の2第1項の規定に」に改め、「こう」の下に「。以下同じ」を加え、「第77条の2の」を「第77条の2第1項の」に改める。

別記第二十九号様式(乙)中「又は第3項」を「の規定」に、「第78条に」を「第78条第1項の規定に」に、「第78条の」を「第78条第1項の」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区生活保護法施行細則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十八号

東京都北区営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区営住宅条例施行規則（平成十年二月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（緊急連絡先変更届）

第八条 使用者は条例第十二条第一項第一号に規定する請書に記載された緊急連絡先を他の者に変更しようとするときは、緊急連絡先変更届（別記第五号様式）を区長に提出しなければならない。

2 使用者は条例第十二条第一項第一号に規定する請書又は前項に規定する緊急連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに区長に通知しなければならない。

第十三条第三項中「第十一条」を「第十条及び第十一条」に改める。

第二十条第三項第三号中「一人が」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病」を、「疾病」の下に「（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二百号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者等に

係る医療費等の助成に関する規則別表第一の第一類に掲げる疾病を含む。第七項において同じ。）」を加え、「昭和二十二年法律第六十四号」第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患」を「昭和二十二年法律第六十四号」第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病」に改め、同条第七項第三号中「一人が」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病、」を加え、「第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患」を「第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病」に改める。

「第二十二条の見出し中「使用料」の下に「及び共益費」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、その月の使用料の日割計算をした場合における条例第二十条第一項の規定により使用者から徴収する共益費は、日割計算によるものとする。この場合において、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記第四号様式及び別記第五号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

請 書

年 月 日

東京都北区長 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都北区営住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示・命令を守ります。

また、万一使用料等を滞納した場合は、緊急連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

※ 使用料等	使用料	月額	円
	近傍同種の住宅の家賃	月額	円
※ 建物表示	所在地	北区	丁目 番号
	住宅名 部屋番号	北区営	アパート 号棟 号室
	構造規格	造	専有面積 m ² 間取り

使用者	現住所	北区	丁目 番号 (電話)
	氏名・印 生年月日	印 (生年月日)	年 月 日生

緊急連絡先	現住所	丁目 番号 (電話)
	氏名・印 生年月日	印 (生年月日) 年 月 日生
	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()

- 備考 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 緊急の際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 3 使用者が使用料等を滞納した場合には、緊急連絡先に記入いただいた方を経て、使用料等を請求する場合があります（緊急連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

第5号様式（第8条関係）

緊急連絡先変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

住宅名・部屋番号	アパート	号室
使用者氏名	㊟	

私は、下記のとおり、新たに緊急連絡先を定めましたので、お届けします。

記

新 緊 急 連 絡 先	住 所	
	氏名・生年月日	(生年月日) 年 月 日生
	電 話 番 号	印 (電話番号)
	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()
緊 急 連 絡 先 変 更 の 理 由		

- 備考 1 緊急の際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
- 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、緊急連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（緊急連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

別記第十三号様式中「並びに」を「及び」に、「わかる」を「分かる」に改め、「と連帯保証人との連署」を削る。
別記第二十五号様式の三中「月から」を「月 日から」に、「月分まで」を「月 日まで」に、「月分計」を「金額」に、「満了後6か月以内」を「（6か月以内）」に改める。

別記第二十五号様式の五中「月分」を「金額」に改める。
別記第三十七号様式中「区営住宅の修繕及び改良のため必要がある」と認めるときは、東京都住宅供給公社（以下「供給公社」という。）を「次条に規定する指定管理者に管理を行わせる区営住宅の修繕及び改良のため必要がある」と認めるときは、次条に規定する指定管理者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区営住宅条例施行規則第八条、別記第四号様式、別記第五号様式及び別記第十三号様式の規定は、この規則の施行の日以後に入居した使用者について適用し、施行の日前に入居した使用者については、なお従前の例による。

3

この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区営住宅条例施行規則の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区生活安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第三十九号

東京都北区生活安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区生活安全条例施行規則（平成十六年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「危機管理室危機管理課」を「危機管理室生活安全担当課長」に改める。
付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十号

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十九年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「危機管理課長」を「防災・危機管理課長」に、「防災課長」を「地域防災担当課長」に改める。

別表第一国民保護政策経営部（広報課を除く。）の項を次のように改める。

<p>国民保護政策経営部（広報課を除く。）</p>	<p>政策経営部長</p>	<p>1 復興計画の総合調整に関すること。 2 国民保護関係対策予算に関すること。 3 情報システムの復旧に関すること。 4 その他政策経営部の所管に関すること。</p>
---------------------------	---------------	--

別表第一 国民保護区民部の項を次のように改める。

国民保護区民部	区民部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 生活相談総合窓口の開設及び運営に関すること。 3 義援金の受領及び配分に関すること。 4 り災証明の発行に関すること。 5 給水計画に関すること。 6 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること。 7 所管施設の保全及び保安に関すること。 8 その他区民部の所管に関すること。
---------	------	---

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十一号

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年三月東京都北区規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「危機管理室危機管理課」を「危機管理室防災・危機管理課」に改める。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区入札等審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十二号

東京都北区入札等審査委員会規則の一部を改正する規則

東京都北区入札等審査委員会規則（平成二十一年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「危機管理課長」を「危機管理室生活安全担当課長」に改める。
付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第四十三号

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者住宅条例施行規則（平成九年十月東京都北区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（高齢者住宅請書等）

第七条 条例第十二条第一項第一号に規定する請書は、高齢者住宅請書（別記第三号様式）とする。

2 使用者は高齢者住宅請書に記載された緊急連絡先を他の者に変更しようとするときは、緊急連絡先変更届（別記第四号様式）を区長に提出しなければならない。

3 使用者は高齢者住宅請書又は前項に規定する緊急連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、直ちに区長に通知しなければならない。

第十二条第三項第三号中「使用者が」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病」を、「疾病」の下に「（東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則（平成二十六年東京都規則第二百号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる医療費助成に係る同規則による改正前の東京都難病患者

等に係る医療費等の助成に関する規則別表第一の第一類に掲げる疾病を含む。」を加え、「昭和二十二年法律第六十四号」第二十一条の五に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患」を「昭和二十二年法律第六十四号」第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病」に改める。

第十四条の見出し中「使用料」の下に「及び共益費」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、その月の使用料の日割計算をした場合における条例第二十条三条第一項の規定により使用者から徴収する共益費は、日割計算によるものとする。この場合において、その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記第三号様式及び別記第四号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

高 齢 者 住 宅 請 書

年 月 日

東京都北区長 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、北区高齢者住宅条例及び同条例施行規則並びにこれに基づく指示・命令を守ります。

また、万一使用料等を滞納した場合は、緊急連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

使 用 者	住 宅 名	号室
	所 在 地	北区 丁目 番 号
	署 名 ・ 印	印
緊 急 連 絡 先	現 住 所 電 話 番 号	丁目 番 号 (電話)
	氏 名 ・ 印 生 年 月 日	印 (生年月日) 年 月 日生
	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()

(備考) 1 緊急の際は、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
2 使用者が使用料等を滞納した場合には、緊急連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（緊急連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

第4号様式（第7条関係）

緊急連絡先変更届

年 月 日

東京都北区長 殿

住宅名・部屋番号	号室
使用者氏名	印

私は、下記のとおり、新たに緊急連絡先を定めましたので、お届けします。

記

新 緊 急 連 絡 先	住 所	
	氏名・生年月日 電 話 番 号	(生年月日) 年 月 日生 印 (電話番号)
	使用者との関係	1 親 2 子 3 兄弟姉妹 4 その他親戚 5 勤務先関係 6 知人 7 その他 ()
緊 急 連 絡 先 変 更 の 理 由		

- 備考 1 緊急の際には、緊急連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
- 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、緊急連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（緊急連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区高齢者住宅条例施行規則第七条、別記第三号様式及び別記第四号様式の規定は、この規則の施行の日以後に入居した使用者について適用し、施行の前に入居した使用者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区高齢者住宅条例施行規則の規定により調製した用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月三十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第四十四号

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成六年九月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表有害薬物取扱手当の項を削る。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。